

「忌引届」記入の Q&A

Q1. 忌引届を教務事務センターに提出する際に必要なものは何ですか？

A1. 忌引届とあわせてご逝去された方の氏名と葬儀の日時等（期間）が確認できる書類を提出してください。

Q2. 忌引届の申請できる日数はどのように数えますか？

A2. 証憑に記載されている日付（死亡日または葬儀日）を基準に、忌引届の一番下に記載されている「【対象と日数】」の表に従い、土日祝日を含めた連続した日数で数えます。

（例）：祖父が亡くなった場合、申請できる日数は土日祝日を含む「5日間」となります。
提出いただく証憑として「死亡診断書」（死亡日：12月10日）がある場合は、12月10日（金）から12月14日（火）までの連続5日間を忌引届の期間として記入できます。

Q3. 会葬礼状と死亡診断書のどちらを提出すればよいですか？

A3. どちらでも構いません。ただし、忌引届に記入した期間を確認できる日付が記載された書類を提出してください。

Q4. 証憑の日付と、忌引届に記入した期間が合わない場合はどうなりますか？

A4. 忌引届に記入する期間は、証憑に記載されている日付を基準に確認します。忌引届に記入した期間を確認できる日付が記載された書類を準備してください。なお、規定の日数の範囲内であれば、葬儀への参列に必要な移動日も含めて期間を設定できます。

（例）：祖父の葬儀が12月14日（火）に北海道で行われるため、東京から向かうための移動日として12月13日（月）に授業を欠席したとします。提出できる証憑が12月14日（火）付の会葬礼状である場合、証憑の日付を基準に、12月13日（月）から12月17日（金）の連続した5日間を忌引届の期間として申請できます。

Q5. 死亡日と葬儀日が離れています。どちらも申請できますか？

A5. 忌引届の一番下に記載されている「【対象と日数】」に規定された日数内であれば申請できます。日数は、土日祝日を含む連続した日数となります。規定の日数を超える場合は、忌引の期間を「死亡日を基準にする」か「葬儀日を基準にする」かのいずれか一つを選んで申請してください。

Q6. 忌引届は授業ごとに必要ですか？

A6. 忌引届の記入・提出は1枚で構いませんが、欠席した授業ごとに提出が必要です。
教務事務センターで受付した忌引届は、あなたの控えとなりますので大切に保管してください。
授業担当教員へ提出する際は、控えをコピー（またはスキャン等）して使用してください。提出方法は、各授業の担当教員に確認してください。

Q7. 納骨式・一周忌などの法事は、忌引届で申請できますか？

A7. 法事は忌引届の対象にはなりません。

以上